

公園整備金銭負担基準

大磯町まちづくり条例施行規則（平成 14 年大磯町規則第 3 号。以下「規則」という。）第 58 条第 2 号アの公園の設置に代えて金銭により負担する場合の基準について定める。

1 年度単価

(1) 基準単価

当該年の公示価格（地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条により公示された標準地の価格）を当該年度の基準単価とする。

(2) 年度単価

当該年度の基準単価に 0.25 を乗じた額を年度単価とする。

(3) 各標準地の年度単価は、毎年 5 月 1 日に定め、速やかに公表する。

2 負担金の額

(1) 負担金の額の算定には、開発事業区域に一番近い標準地の年度単価を用いる。この場合において、2 箇所以上の標準地が該当するときは、高い箇所の年度単価を用いる。なお、調整区域の場合は、調整区域の年度単価を用いる。

(2) 負担金の額は、開発事業申請書の提出年度の年度単価に、次により計算した公園の面積を乗じた金額とする。

開発事業区域の面積	計 算 式	公園の面積
3,000 m ² 未満	$\frac{\text{計画戸数} - 15 \text{ 戸}}{\text{計画人口}} \times \frac{\text{1 人当たりの公園面積}}{3 \text{ m}^2} \leq 180 \text{ m}^2$	_____ m ²
3,000 m ² 以上	$\frac{\text{開発事業区域の面積}}{\text{開発事業区域の面積に対する割合}} \times 0.06$	_____ m ²

(3) 規則第 58 条第 2 号ア（ウ）の負担金額は、次のとおりとする。

各地区の年度単価 × { (今回の公園面積 - 前回の公園面積) > 0 }

(4) 開発事業区域が複数の地域にまたがる場合には、各地域ごとに算定し、それを合算したものをもって負担金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 14 年度単価の算出方法)

2 平成 14 年度単価の算出に当たって基礎とする前年度単価は、都市施設整備の金銭による負担基準（昭和 54 年大磯町告示第 5 号）に基づく平成 13 年度の単価とする。

(都市施設整備の金銭による負担基準の廃止)

3 都市施設整備の金銭による負担基準（昭和 54 年大磯町告示第 5 号）は、廃止する。

附 則（平成 16 年 4 月 30 日告示第 50 号）

この告示は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日告示第 8 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

